

令和6年6月14日（金曜）

議事日程 第5号

令和6年6月14日（金曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。
発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。
まず、日隈忍議員の発言を許します。日隈忍議員。

〔21番 日隈忍議員 登壇 拍手〕

○日隈忍議員 皆様、おはようございます。自由民主党熊本市議団の日隈忍でございます。

今回、一般質問の機会をいただきました。同僚の議員の皆様方に心より感謝申し上げます。そして、平日の午前中にもかかわらず傍聴に来ていただきました皆さん方にも心より感謝申し上げます。今日は、実はちょっと喉の調子が悪くて心配しておりますけれども、力いっぱい頑張ります。よろしく願いいたします。

それでは、通告票に従い質問に入らせていただきます。

通告1、豊かな地下水を未来につなぐための地下水保全対策についてお尋ねいたします。

水道水のほとんどを地下水で賄っている熊本市にとって、地下水は文字どおり生命線でもあり、宝でもあります。そのため、昭和52年に地下水保全条例を制定し、水源涵養林整備事業、水田湛水事業など、地下水保全のために様々な取組を行ってきましたことが地下水保全に大きな役割を果たし、高く評価されているのではないのでしょうか。しかし、隣接する自治体に世界的な半導体産業が進出し、大量の地下水が使用されることとなり、多くの市民の皆さんの地下水保全の意識がこれまで以上に高まっております。

本市も、これまでとは異なる環境の中で経済の活性化と地下水の保全を両立させる難しい対応が求められております。これからも地下水を将来にわたり守り続けるためには、行政を中心として行ってきた地下水保全の取組に加え、市民一人一人に協力が必要であり、新たな対応も迫られているのではないのでしょうか。豊かな地下水を確実に次の世代につないでいくためには、地下水涵養の推進と地下水取水量削減、この2つを市民と協力して実行することが重要と考えております。

中でも市民の皆さんに昭和63年から地下水の涵養を目的に協力を求めてきた対策が、

雨水浸透ますの設置ではないでしょうか。この雨水浸透ますの設置は熊本市地下水保全条例の中で義務づけられ、設置に対しては補助金が交付されています。この事業は地下水涵養の効果だけでなく、地球温暖化による大規模な水害の発生が懸念される中、敷地外へ流れる雨水の量を減少させることで道路の冠水防止、さらには河川流入量減少による水害抑制の効果も期待されております。

そこで、まず雨水浸透ますについて質問いたします。雨水浸透ますは地下水涵養と冠水被害防止の2つの効果が期待されますが、この事業は昭和63年から補助制度が始まり、既に36年間で多くの市民が地下水涵養に取り組んでいます。これまでの実績と課題を示していただきたいと思っております。

続けて質問いたします。

熊本市で生まれ育った子どもたちにとって、水道の蛇口からおいしい水をいつも飲むことができるのは当たり前のことですが、これほど地下水に恵まれた環境にあるのは世界でもまれであり、熊本市は世界に誇る地下水都市であります。この豊かな地下水を守るために行政と市民が長い時間をかけて地道な活動に取り組んでいることを子どもたちにも学んでもらう必要があると思っております。豊かな地下水を次の世代につないでいくためには、子どもたちが地下水保全に関する体験を重ね知識を高めるために、学校教育の果たす役割は非常に大きいと思っております。

熊本市立の小中高における地下水保全に関わる教育がどのように行われ、さらに節水の実践的な取組として雨水利用など節水設備の設置状況と今後の方針をお示してください。

1点目を都市建設局長に、2点目を教育長に答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 雨水浸透ますの設置補助制度につきましては、道路冠水被害の軽減や地下水涵養を目的として市民の皆様に御活用いただいております。令和5年度末時点で7,294基設置されております。

課題といたしましては、近年、浸水対策や地下水保全の機運が高まっているにもかかわらず、補助制度の活用が減少しているということでございまして、市民の皆様等への周知強化と補助制度活用に向けた改善策の検討が必要と考えております。まず、昨年度、チラシ、ポスターの更新、各種イベントやSNS等でのPR活動に取り組むとともに、ホームページを活用した申請手続も可能としたところでもございまして、引き続き関係機関と連携し周知に取り組んでまいります。

また、住宅等に設置される雨水浸透施設につきましては近年様々なタイプがあり、多様化しておりますことから、設置状況を把握、分析し、制度活用に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 本市の地下水保全に係る教育は、小中学校において社会や理科、総合的な学習の時間等で行っており、生活用水の節水についても学校の活動全体を通じ

て取り組んでおります。環境に優しい取組を学校全体で実践する熊本県の学校版環境ISOには本市の全小中学校が参加しており、雨水の利活用等に取り組んでおります。

節水設備の設置状況としては、雨水を花壇の散水に利用する雨水貯留タンクを全小中学校に設置しております。また、校舎等の増改築や改修の際には、蛇口の節水こまや節水型の便器、中学・高校の女子トイレには擬音装置を設置しております。さらには、校舎の大規模な改築の際に、屋根に降った雨をろ過し、トイレの洗浄水に利用する中水道設備を整備していくこととしており、現在、小学校8校、中学校6校、高校2校に整備しております。

今後とも地下水保全の実践につながる教育を推進するとともに、節水設備の整備についても推進していくことで、健全な水循環の重要性について子どもたちの理解と関心を深め、さらなる地下水保全意識の醸成に努めてまいります。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

浸透ますの設置については令和5年度末までに累計7,294基が設置されているということでした。河川への流入抑制、あるいは道路の冠水防止など治水に大きな効果を上げていると同時に、市民の地下水保全の意識の醸成にも大きな役割を果たしていることは評価できると思います。しかし、設置件数の推移を確認したところ、平成23年の743件をピークに昨年の令和5年度は僅か7件、ピーク時に比べますと100分の1と大きく減少しています。今後も関係機関と連携し周知に取り組んでいくとのことですが、制度開始から36年が経過しており、設置基準、あるいは設置方法などに内容を見直す時期となっているのではないのでしょうか。地下水保全の機運が高まっているこの機会を逃すことなく、早急な対応をお願いしたいと思います。

学校における地下水保全に関する教育につきましては、授業の中で実行され、節水活動も学校全体で取り組んでいるということが分かりました。また、全ての学校に雨水貯留タンクが設置され、雨水を利用することが地下水保全につながることを子どもたちは理解すると思います。私はこのような実践的な教育こそが重要ではないかと考えております。座学より実践を通した学びこそが子どもたちの身につくのではないのでしょうか。学校現場の先生方は大変だとは思いますが、引き続き実践を通した学びの機会を多くつくっていただきますようお願いしたいと思います。

次に、宅地開発など大規模開発の際に設置される調整池と水関連部署の集約についてお尋ねいたします。

調整池の設置基準は、開発区域が0.5ヘクタール以上または開発区域周辺の水路等の流下能力及び市長が特に必要と認めたものとなっております。調整池は洪水の最大流量を減少させ、一時的にためて調整する治水を目的として設置されています。そのため、設置基準には、底の部分には原則、水密性のある構造とされています。そのため、貯留された雨水は地下に浸透することなく、河川に放流されているのが現状です。市内には多数の調整池が設置されていると思いますが、全市を挙げて地下水保全

に取り組む熊本市としては、河川への流入量を減少させ、洪水防止のための機能を持つ調整池に地下水保全のための浸透機能を持ち、底面から雨水が地下に浸透するような対策も必要と考えております。現状の調整池の設置状況を示し、地下浸透可能な調整池導入をどのように考えるかお知らせください。

続けて質問いたします。半導体関連産業の進出などにより、地下水涵養と節水は熊本市の大きな課題であり、地下水の都市熊本市を守り育てるためには熊本市の全部署を挙げて取り組まなければなりません。そのためには、庁内に水関連部署を集約することが必要ではないかと私は考えております。緑関連部署を集約した森の都推進部同様に水関連部署を集約し、地下水保全のための地下水涵養、地下水利用削減、水質管理、水に関するプロモーションなどを実行する司令塔的な機能を持つ部署の設置を提案したいと思います。見解をお示しください。

1点目を都市建設局長、2点目を大西市長に答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 調整池は、雨水を一時的にため、河川への急激な流出を抑制することで下流の洪水リスクを低減させることを目的とし、設置するものでございます。本市では130か所の調整池を管理してございまして、周辺環境への配慮や維持管理の観点から、原則として底面をコンクリート張りとしているところでございます。

議員御提案の地下浸透可能な調整池につきましては、浸透機能の保全等の面から課題がございますものの、地域によっては地下水涵養にも寄与すると考えられますことから、熊本市地下水保全条例に基づく雨水浸透施設の1つとして、導入可能な要件について検討を行ってまいりたいと考えております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市は74万市民の水道水源の全てを地下水で賄う、世界に誇る地下水都市でございまして、この地下水を保全するために、全国発となります地下水保全に特化した組織を昭和58年に設置いたしまして、市民、事業者、行政協働による取組を行ってまいりました。

私は先月、インドネシア、バリで開催されました第10回世界水フォーラムに出席いたしまして、市民協働による地下水保全等に関する本市の取組を発表させていただき、世界の水問題の関係者と議論をする中で、世界一の地下水都市として熊本市の国際的な知名度や存在感が確実に向上していることを実感いたしました。

議員御提案の水関連部署の集約につきましては、例えば半導体関連産業の進出に伴う諸課題の対応には環境保全プロジェクトチームを設置するなど、これまでも庁内で横断的に対策を進める体制を構築してまいりました。今後も本市の宝であります地下水を次の世代に確実に伝えるため、庁内一丸となって地下水の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございます。

答弁にもありましたが、調整池は開発区域内の雨水流入を抑え、河川の負担軽減を目的として設置されております。そのために、これまでは設置に当たり、地下水保全の視点はありませんでした。答弁の中に熊本市地下水保全条例に基づく浸透施設の1つとして導入可能な案件については検討すると前向きな答弁として理解したいと思います。開発業者に地下水保全の協力を求め、地下浸透施設の設置に取り組んでいただくことを期待したいと思います。

水関連部署の集約については、庁内横断的な対応で体制を構築しており、今の体制で対応していくとの答弁でしたが、熊本市の生命線であり宝である地下水関連については、全庁を俯瞰的に捉える司令塔的な役割の部署も検討していただくことを希望したいと思います。

次に、通告2、第3次健康くまもと21の取組についてお尋ねいたします。

本市では平成14年に、市民が自分らしく生き生きと輝いて暮らすことができることを最終目的に、健康づくりの指針として健康くまもと21基本計画が設定されております。その後、国が策定する健康日本21の方針を踏まえながら、大きく変化する社会のニーズに応える形で計画の見直しが行われ、令和6年度より第3次健康くまもと21基本計画がスタートしました。第3次計画は令和17年度までの12年計画となりますが、少子高齢化の影響により本市の人口が初めて減少する大きな変化の時期となります。まさに人生100年時代と言われ、乳幼児から高齢者まで、これまで以上に健康づくりの重要性が高まってくることが予想されます。

そこで、3点お尋ねしたいと思います。

まず、第2次計画は平成25年から令和5年まで11年間の計画で、目標に向けて様々な取組が行われましたが、第2次計画の評価と課題を示し、第3次計画に臨む意気込みを示していただきたいと思っております。

次に、第8次総合計画においては人生100年時代を生きるための健康づくりの推進が施策として挙げられ、健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題となっています。健康寿命を伸ばすためには、死亡原因の1位であるがん対策と、将来の健康悪化が心配される生活習慣病対策が大きな柱になると思っております。また、地域コミュニティの衰退が懸念されておりますが、健康づくりはまちづくり、コミュニティづくりにも大きく影響する重要な取組であると考えております。がん対策、生活習慣病対策の具体策と健康づくりをまちづくりとどのように関連させて進めるか、お示してください。

最後に、がんの予防策は現在、健康づくり推進課を中心に進められております。しかし、がん対策関係の予算措置は医療政策課、感染症対策課にも及んでおります。がん対策を予防から治療後のケアまで一貫して取り組み、効果的、効率的に進めるためには、がん対策の担当課を一本化することが必要と考えます。見解をお示してください。

1点目、2点目を健康福祉局長、3点目を大西市長に答弁をお願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、第2次健康くまもと21基本計画の評価や課題、また、

健康づくりの推進に関するお尋ねについてお答えいたします。

第3次健康くまもと21基本計画の策定に当たりましては、第2次計画の評価指標の達成率による最終評価を行っており、82項目中44項目の指標で改善または目標達成と評価しているものの、27項目の指標では悪化と評価しております。こうした指標の最終評価や健康データから明らかになった主な健康課題としましては、若い世代からの肥満やメタボリックシンドロームの該当者が増加傾向にあること、後期高齢者の骨折が多いことなどがあります。

そこで、第3次計画におきましてはこれらの課題への対応を重点取組に位置づけており、健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に推進することで、全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現を目指してまいります。

次に、がん対策と生活習慣病対策につきましては、計画の重点取組にがん検診の受診率向上、若い年代からの運動習慣の定着化、骨粗鬆症の予防等を具体策として挙げております。また、人々の信頼関係やネットワークが個人の健康や幸福感を高める効果につながると言われておりますことから、本市では市民との協働による健康づくりをテーマとした校区単位での健康まちづくりを推進しているところです。

今後も校区担当保健師を中心に、校区の健康課題や健康に関する社会資源をまとめた校区健康カルテなどを活用しながら、地域に根づいた健康づくりを進めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市のがん対策におきましては、議員御指摘のとおり検診や予防接種などのがん予防に関することと、アピアランスケアなどのがんとの共生に関することについて、健康福祉局内で分担して取り組んでいるところです。がんは本市の死亡原因の第1位と、重要な健康課題でありますことから、今後も関係課によります密接な連携を強化するとともに、効果的、効率的な組織体制についても研究してまいります。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

第2次計画の11年間の中では、熊本地震や、あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大など想定外の事態が発生したこともあり、最終評価にもこれが影響したのではないかなと思います。44項目の目標が達成できたということは一定の評価ができるのではないかなと思います。悪化と評価された27項目の中には、市民の健康づくりに重要な項目が含まれておりますので、悪化と評価された27項目についてはその原因を明らかにし、3次計画では目標を達成することを期待しております。

市民と協働の校区単位の健康づくりは保健師がコーディネーター役を務めることとなりますが、これはまちづくりにもつながりますので、地域と連携し、使命感を持って取り組んでいただきたいと思います。

市長からは、がん対策は重要な健康課題であるとの認識は確認できましたが、残念

ながらがん対策関係の担当課の一本化には前向きの答弁をいただくことができませんでした。がんが苦しむ市民を減少させるために、啓発、予防から患者支援まで切れ目のない対策を実施するためには、組織の見直し、再編成も必要だと考えております。今後も提案を続けていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

通告3、任意予防接種と今後の感染症対策についてお尋ねいたします。

この質問のきっかけは、私が暮らす西原校区の3人のこどもさんをお持ちのお母さんからの強い要望によるものでした。こどもさんが5歳、3歳、1歳で、夫婦共働きで3人とも同じ保育園に通っているそうです。こどもたちのインフルエンザ感染予防のために、昨年の秋に予防接種を予定したそうです。しかし、接種の自己負担額の大きさに驚いてしまったそうです。こどもは原則2回接種のため、1人2回で7,540円、3人で合計2万2,620円。その金額に接種をちゅうちょしたそうです。

そして、今年の冬の流行期に3人が次々に感染し、登園停止となりました。インフルエンザ感染による登園停止期間は、ガイドラインによると発病後5日間かつ解熱後3日経過となっているために、3人のこどもたちが次々に感染し、登園停止期間が10日以上に及んだそうです。共働きのため、この間夫婦のどちらかが出勤できない状況になり、大変苦労したそうです。子育て世代の共働きで多子世帯の子育ての困難さを非常に強く感じたそうです。

もう皆様御存じのように、予防接種は予防接種法に基づき、定期接種には国から地方交付税措置があるために原則無料ですが、任意接種であるこどもたちのインフルエンザの予防接種は国からの措置がないために、熊本市では全額自己負担となっております。しかし、同じ政令都市である北九州市では、子育て世代支援の一環として、任意接種であるインフルエンザについて、未就学児及び妊婦さんについては助成の対象となっております。保護者の経済的負担が多く、こどもにも感染が多いインフルエンザについては助成の対象とすべきではないでしょうか。

事前に公立保育園の感染状況を調査しました。令和5年度インフルエンザ感染状況は、熊本市内の19の公立保育園で登園停止となった園児は628名でした。民間の保育園は10人以上の発症があった施設のデータしかありませんが、59施設、986人で、合計で1,614人でした。未届けも含めると、2,000人を大きく超える園児が登園停止になったと思われそうです。発病後5日かつ解熱後3日間は登園停止となるために、最長8日間の登園停止です。子育て世代で共働き世帯の負担は非常に大きいのではないのでしょうか。子育て世代の負担を軽減し、働きやすい環境整備のためにも、インフルエンザワクチン接種の助成が必要と考えております。

ある研究結果によると、インフルエンザ接種により7割の発症が抑制できるとの報告もあります。さらに、予防接種は発症抑制と重症化予防にもつながってまいります。それが結果的にはこどもたちの健康維持となります。そして、共働きの世帯の支援、

そして、最終的には医療費の抑制にもつながってまいります。また、インフルエンザ以外の感染症の中でもこどものおたふくかぜは感染すると聴力が失われる可能性もあり、全国で1年間に最大1,000人のこどもが聴力に障がいを持つ可能性があります。先日、井本議員の質問にもありましたが、こどもたちの将来に大きな影響を及ぼす可能性のある危険なおたふくかぜ予防のための助成もお願いしたいと思っております。こどもたちのインフルエンザ、おたふくかぜの予防接種費用助成の見解をお示してください。

続けて質問いたします。

今年から新型コロナワクチン接種は予防接種法のB類の定期接種として実施されます。これまで特例臨時接種からB類の定期接種に変わり、対象者、接種回数、自己負担などが大きく変わるため、市民には十分な周知が必要と考えております。今後の周知とともに今年の接種スケジュールなど、市民の間で混乱が発生しない対策をどのように行うかお知らせください。

1点目を大西市長、2点目を健康福祉局長に答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 おたふくかぜは罹患いたしますと脳炎や難聴などを発症するおそれがありますことから、流行の防止や重篤な合併症の予防のため、日本小児科学会からワクチン接種が推奨されております。また、小児に対するインフルエンザワクチンについても重症化等の予防のため接種が推奨されておまして、これらを含む任意接種ワクチンの早期の定期接種化を、全国市長会や九州市長会を通して国に要望しております。

予防接種につきましては、疾病予防という公衆衛生及び健康保持の観点から大変重要でありまして、さらには市民の皆様が健康意識を高め、接種率が向上することで医療費適正化に資するものと考えておまして、子育て世代の負担軽減の効果等を含め、他都市事例等の調査を行い、本市独自の助成の必要性について検討してまいります。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、新型コロナワクチン接種の対策につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナワクチン接種は昨年度で特例臨時接種が終了し、今年度からは季節性インフルエンザワクチン接種と同様の定期接種として実施し、住民税非課税世帯等を除いては自己負担があるなど、制度変更による混乱が生じないように、市民の皆様への十分な周知が必要と考えております。現時点では国からの接種開始時期や使用するワクチンの種類等は示されておりませんが、最短で10月からの接種開始を想定し、準備を進めているところです。

定期接種の開始に向けましては、接種方法や自己負担額等の制度変更の内容、ワクチンの種類ごとの特性、安全性、有効性及び副反応が疑われる症状に関する情報などにつきまして、市政だよりやホームページでの広報のほか、医療機関を通じた周知等を行い、市民の皆様に分かりやすい情報提供を行ってまいります。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

小児のインフルエンザワクチンとおたふくかぜワクチンの任意接種については、独自の助成について検討していくとの答弁をいただきました。これも前向きに捉えていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

市長のマニフェストの具体的な取組のトップに子育ての項目が取り上げられ、保護者負担を軽減できる仕組みの創設を挙げておられます。小児のインフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン接種は感染防止とともに重症化抑制にもつながります。子どもたちの健康を守り、共働きの多い子育て世代の支援、そして、医療費の抑制につながりますので、ぜひとも来年度の予算化をお願いしたいというふうに思っております。

定期接種となった新型コロナワクチンについては、対象者である高齢者が理解できる丁寧な周知をお願いしたいと思っております。高齢者はホームページだけではなかなか理解が進みませんので、デジタルと、あるいは紙ベースとした2つの方法での周知をお願いしたいと思っております。また、高齢者のワクチン接種による副反応のデータも、これまでのデータなどかなり集積もあると思っておりますので、分かりやすい形で示していただくようお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

通告4、高齢者就労支援状況についてお尋ねいたします。

全国的に少子高齢化が進み、本市においても令和2年の国勢調査で戦後初の人口減となりました。今後も生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加するとの予想がされております。この影響により、介護、福祉、医療、小売など多くの業界で人手不足が深刻化し、業績が順調にもかかわらず人手不足により業務を縮小する業種もあるとの報道も出ております。それほどまでに人手不足は深刻化しているということではないかと思っております。

この人手不足を解決するために業務のデジタル化、効率化などによる対応が進んでいますが、熊本の地場産業は労働集約型産業と言われる介護・福祉、農業、運輸、観光、小売などが多いため、デジタル化などによる省力化が難しいとも言われております。現状の人手不足を解消する対策として外国人労働者の雇用が広がっておりますが、私は高齢者の就労機会を増やすことが人手不足解消につながる対策ではないかと考えております。

現在、高齢者の定義は65歳以上となっておりますが、ある研究データによると、20年前の高齢者と現在の高齢者を比較すると、各種の検査データで10歳若返っているとの報告があります。本市の第8次総合計画においても、人生100年時代を生きるための健康づくりの推進が施策として挙げられております。就労を希望する高齢者が活躍できる環境をつくることで、熊本市の未来の姿は大きく変わるのではないのでしょうか。

高齢者就労支援により元気な高齢者を増やすことが、健康寿命延伸の効果と併せて

人手不足を解消する対策として期待できるのではないのでしょうか。今後、熊本市として高齢者の就労支援の方針をお示してください。

続けて質問いたします。

高齢者就労支援については、熊本市の外郭団体であるシルバー人材センターの重要な役割が期待されますが、全国的にシルバー人材センターは会員数の停滞など課題も指摘されております。令和3年4月には高齢者雇用安定法の一部が改正され、70歳までの雇用確保が努力義務となったことにより、人手不足が深刻化する企業は70歳まで雇用の継続を行うことが予想されます。しかし、これから人生100年時代では、70歳でリタイアしてもまだ30年は生きることになります。高齢者の多くはこの30年は希望に満ちあふれたものではなく、金銭面、あるいは健康面の不安を抱く方の方が多いのではないのでしょうか。この不安を解消するためには、生計のための就労の視点でなく、生きがいつくりの就労を準備することが必要だと考えております。

これまでシルバー人材センターの代表的な仕事としては、草取り、剪定、駐車場整備などを連想いたしますが、これは今の高齢者の就労のニーズに十分応えていないのではないのでしょうか。就労を希望する高齢者、とりわけ75歳以上の後期高齢者は自宅の近くで無理なく楽しく働き、そして、最も大事なことは生きがいを感じられることではないのでしょうか。熊本市では地域コミュニティの衰退が大きな地域課題となっておりますが、地域コミュニティの再生、再構築のためには高齢者を地域社会の中で生かす仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。高齢者の就労支援が期待されるシルバー人材センターの今後の方針をお示してください。

以上2点を健康福祉局長に答弁をお願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 まず、1点目の高齢者の就労支援への取組に関するお尋ねにつきましては、高齢者の就労は経済的自立と就労を通じた生きがいつくりに加えて、健康寿命の延伸や少子高齢化による人手不足解消の効果が期待されるものと認識しております。本市では、熊本市シルバー人材センターに対する事業費補助、高年齢者無料職業相談コーナーの設置、雇用された企業への助成等を行っており、今後も高齢者技能習得センターなどを活用しリスキリングの機会の充実を図るなど、高齢者の多様な働き方を推進してまいります。

次に、2点目のシルバー人材センターに関するお尋ねですが、シルバー人材センターは民間企業の定年引上げ等の影響で新規会員数の伸び悩みや会員の高年齢化、会員が希望する仕事と受注する仕事とのミスマッチ等の課題に直面しております。今後、民間企業との合同就業説明会等による会員確保や就業機会の開拓、マッチング等をさらに進めていく必要があると認識しておりますことから、本市としても市政だより等を通じての広報の強化を行うなど、シルバー人材センターの活動を支援してまいります。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

高齢者就労支援の方針とシルバー人材センターの役割は理解できました。しかし、質問の中でも述べましたが、人生100年時代を生きるための健康づくりの推進を実践し、健康寿命延伸を実現するためには、75歳以上の後期高齢者が生きがいを持ちながら働くことができる仕組みをつくる必要があります。残念ながら、後期高齢者にふさわしい活躍の場所は限られています。今後、シルバー人材センターは行政と連携し、民間企業では対応が難しい、後期高齢者が活躍できる就労の機会をつくっていただくようお願いしたいと思います。

これからは現役世代3人が高齢者1人を支える騎馬戦型から、現役1人が高齢者1人を支える肩車社会へと移ってまいります。人口が減少する社会でも持続可能な、サステナブルな社会を維持していくために、シルバー人材センターの活動に期待していきたいと思えます。

それでは、最後の質問に移ります。

通告5、熊本地震の被災経験を将来につなぐために。

平成28年4月の熊本地震から8年が経過しました。8年前、私たちは経験したことのないすさまじい揺れと被害、恐怖を体験しました。市内の小中学校などの避難所は人であふれ、混乱の極みの状況でした。しかし、8年を経た現在、熊本地震の体験が地域の中から徐々に風化しつつあると感じております。震災当時の意識が時間の経過とともに少しずつ風化し、熊本地震を経験したことのない世代、市民が増えつつあるために、避けられないことでもあります。しかし、被災した私たちは熊本地震の被災経験を確実に継承しなければいけない責任があると思っております。8年間の時間の経過を考えると、今の小学1年生は誕生前、2年生、3年生、4年生は乳幼児であり、記憶にほとんどないのではないかと思います。上級生がかすかに記憶に残っているほどではないでしょうか。

地震の研究者の間では、日本は1,200年周期の地震の活動期に入り、この活動期は南海トラフ大地震が発生するまで続くとの見方もあります。日本ではいつでも巨大地震が起きる可能性がある状況にあります。熊本地震の経験がある私たちがやらなければいけないことは、これからの日本、そして熊本を担う世代に被災経験を伝え、将来の災害に備え、命を守るための防災教育を徹底することではないでしょうか。

そこで、防災教育について2点お尋ねいたします。

まず、命を守るための防災教育は学校だけでなく家庭、地域、そして学校の3者が一体となって取り組むことが必要と考えておりますが、学校での防災教育がどのように行われているか、現状と課題を教えてください。

次に、熊本地震から8年が経過し、熊本地震を経験した私たちは被災の経験も記憶もない子どもたちに熊本地震の実相を伝え、命を守るための防災教育を実施しなければならない使命があります。そのためには、熊本地震の被災体験を直接聞き、感じ、見ることが防災教育につながると考えております。そこで、防災教育の一環として、

地域と連携した地震の語り部との交流、そして、熊本地震震災ミュージアムK I O K Uでの野外学習などが必要ではないでしょうか。限られた授業時間の中で様々な困難もあると思いますが見解をお示しください。

以上2点、教育長に答弁をお願いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 まず、学校における防災教育についてお答えします。

本市では、震災以降毎年4月を熊本市立学校防災月間と位置づけ、学校における防災体制の整備と地震災害に対する意識の高揚を図っております。各学校では安全教育年間計画を策定し、防災訓練、防災教育副読本「つなぐ」を活用した防災教育、熊本市消防局と連携した広域防災センターでの体験型防災教育などに取り組んでいるところです。また、校区防災連絡会が主催する防災フェアに参加するなど、地域や保護者と連携して防災教育に取り組んでいる学校もあります。

防災教育の課題としては、議員御指摘のとおり、熊本地震の被災体験をいかに次世代に伝えていくかということが重要であると考えており、伝える側の教員のスキルの向上も必要であることから、安全担当者研修の充実を図ってまいります。

次に、地域と連携した交流、野外学習についてお答えいたします。

熊本地震の記憶を伝えていく取組として、御提案のあった地域の方と連携した防災教育の実施や震災関連施設等での校外学習は、熊本地震の当時の様子について体験を通して学習することにより、災害に備える意識を育む有用な取組であると考えことから、安全担当者研修等の機会に各学校に検討いただくよう依頼してまいります。

〔21番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

今、熊本市内では全ての校区に防災連絡会が設置されていますので、校区と連携した防災教育の実施をお願いしたいと思います。また、答弁に伝える側の教員のスキル向上の研修を充実させるとの答弁もありましたが、教育現場で多忙を極める教職員の皆さんにこれ以上の負担をかけることは本当に大丈夫かなということで、ちょっと心配しております。

そこで、熊本市では平成30年より防災士養成講座が開設され、必要な研修を受けた防災士348人が地域防災リーダーとして登録されています。学校における防災教育については、地域の防災士などの活用もぜひ検討をお願いしたいと思います。

野外活動については、学年ごとに学習のテーマに基づき実施されることを承知しております。質問の中でも述べましたが、日本は地震活動期に入り、今後はいつ、どこで巨大地震が発生しても不思議ではない状況にあります。このような状況である今だからこそ、野外学習に命を守るための防災学習をテーマとしてぜひ取り上げていただきたいと思います。安全担当者研修に趣旨を伝えていただき、各校で実施につながることを希望いたします。そして、熊本市で防災教育を受けた子どもたちが将来各地で命を守るための防災リーダーとして活躍することを期待したいと思っております。

以上で、本日準備しました質問は終わりました。私はこれからも市民の皆さんの声、地域の声を市政に届けるために活動してまいります。御答弁いただきました市長をはじめ執行部の皆様、本当にありがとうございました。

そして、お忙しい中傍聴に来ていただきました皆様、心より感謝申し上げます。インターネットを通して傍聴していただいた皆様にも感謝を申し上げます。また、先輩、同僚の議員の皆様、長時間お付き合いいただきありがとうございました。これで終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

藤山英美議員の発言を許します。藤山英美議員。

〔45番 藤山英美議員 登壇 拍手〕

○藤山英美議員 おはようございます。熊本自由民主党市議団の藤山英美でございます。

今定例会の一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。改善、改革を旨として活動してまいりましたので、今回も代わり映えしないような内容ですが、市民にとって、行政にとっても大事なことと思ひ質問いたします。大西市長への質問は残念ながら1回でございます。各局長の答弁に対して積極的な支援をお願いして、質問に入ります。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本市の職員の国県への派遣等についてお尋ねいたします。

私は、平成3年、熊本市職員であったときに熊本県へ出向した経験があります。33年前のこととなりますが、当時は雲仙普賢岳の火砕流や台風、巨大台風でございましたが、18号、19号が襲来したことなど、昨日のように覚えております。県の水資源対策室に派遣されたことでより広域的な事業に携わり、広い視野と物事の考え方を持っているいろいろな業務に当たるといった貴重な経験を得ることができました。その経験が、県内の小学生への節水合理化など、水に関する問題を教えたり、毎年水の週間に行われていた水のフェスティバルの全面見直しについては、熊本市の水道の発祥地、八景水谷公園の水の科学館での実施を提案し、成功につながりました。

特に水資源対策については、市議会議員になって10年連続で一般質問しております。平成8年第2回定例会では、熊本地震を予測した質問にもつながりました。また、同年、地域においても熊本大学の教授を講師としてお招きして、震災対策講演会を開催したところでございます。さらに、平成14年9月、第3回定例会では、当時9,000万

トンの地下水を利用する上下水道局に対して、白川中流域の地下水涵養に積極的に取り組むよう提案し、平成15年度予算に始めて1,000万円の負担金確保を実現した思い出があります。

現在、本市も政令都市となって10年を超えたところであり、国との直接の協議や、県とも対等な関係の中で様々な事業を推進されているところがございますが、国や県との連携は今後ますます重要になると考えております。

そこで、お尋ねいたします。現在の国や県との職員の派遣状況と期待する効果について、総務局長にお伺いいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 国県との人事交流についてのお尋ねですが、本年度は国へ19名、県へ9名の職員を派遣し、国から6名、県から13名を受け入れております。派遣職員につきましては、新たな知見の習得や人脈を広げるなど、職員のキャリアアップを図ることができるとともに、派遣後は経験を生かした創造的なアイデアや手法による提案を行うなど、各部署において活躍しております。

また、国県から来ていただいている職員につきましては、国などとの連携強化や先進的なノウハウの提供のほか、大局的な視点からの施策遂行により、市政運営の質の向上に多大な御貢献をいただいているところがございます。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 ありがとうございます。

派遣など、この制度を通じて異なる組織での経験を積むことや仕事の進め方を学び、視野を広げ、行政運営の質を向上させるための重要な手段だと思っております。広域的な視点を持つことで、様々な視点から問題を捉え、新たなアイデアや解決策を見つけることができると思っております。専門性の高い知識や技能の習得、また、政策形成能力の向上など職員の人材育成を図るため、国県等の行政機関との連携強化を、職員のキャリアアップに努めていただきたいと思います。

このように、行政派遣は公務員のキャリア形成や組織の改革に貢献する重要な制度となっておりますので、派遣や受入れの交流を増やし、市政運営の質の向上に期待しております。また、当時は県への出向は1段階降格の人事でございました。県からの派遣は1階級昇格というようなときでございましたが、現在は政令市となり、対等な関係ということで安心しております。今後の活発な交流を期待しております。

次に、町内自治振興補助金についてお尋ねいたします。

令和4年第3回定例会の予算決算委員会において、町内自治振興補助金に関する課題を指摘し、質疑を行いました。その後、令和5年第3回定例会の一般質問においてその後の対応について再度質問を行いました。残念ながらどちらも明快な答弁がありませんでしたので、改めてお尋ねいたします。

町内自治振興補助金は均等割と世帯割の合算により積算され、本市の自治会等に交付されている補助金であります。まず初めに、町内自治振興補助金の趣旨について確

認ですが、この補助金は交付規則に基づき交付されておりますが、どのような団体にどのような目的で交付されておりますか。文化市民局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 町内自治振興補助金につきましては、町内会、町内自治会及びこれに準ずる団体を対象に、地域の防犯や町内清掃、地域行事などの町内自治活動及び地域住民への連絡調整などの公益に資する諸活動を支援する目的で交付しているものでございます。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 町内自治振興補助金は町内会、町内自治会及びこれに準ずる団体に対して交付されるものであり、その給付の目的は地域の防犯や町内清掃、地域行事などの町内自治活動及び地域住民への連絡調整などの公益に資する諸活動の支援のためとの答弁でございました。

では、ただいま御答弁にあったこの補助金の趣旨を踏まえてお尋ねいたします。実際に自治会の会計を見てもみますと、市の自治振興補助金に相当する全額を自治会長の報酬に充てている自治会や、100万円を超えるような大変高額な会長報酬を支給している自治会もあります。補助金に相当する全額を会長報酬などの人件費に充てることがこの補助金の目的にかなうものでありましょうか。自治会運営に関することはそれぞれの自治会において決められるということは原則理解しております。しかしながら、補助金交付の趣旨や目的、また、補助金が税金から支出されている公金であることを鑑みると、私はその使途として大変違和感を覚えますが、文化市民局長の見解を伺います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 自治会運営は町内会費や市の町内自治振興補助金等を財源とし、その支出につきましては任意団体である自治会の規約または総会等において決定し、執行されております。また、役員報酬につきましても、自治会の活動の頻度やそれに携わる役員の人数等実情を踏まえ、各自治会において報酬を定められていると認識しております。しかしながら、補助金を支出していることから、透明性や公正性が求められており、今後補助金の対象事業や対象経費を明確化する必要があると考えております。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 ただいまの答弁を聞き、驚きました。冒頭の御答弁にもあったように、補助金の交付目的は町内自治活動や公益に資する諸活動とされておりますが、補助金と同額の会長の報酬を充てられているということは、いかに自治会において決められていることとしても、私からすれば、補助金の趣旨に沿わない使用と言わざるを得ず、理解ができません。ただ、今後については補助対象となる事業や経費の明確化が必要であると認識が示されました。

それでは次に、このような現状があることについては把握されているのでしょうか。

令和4年の第3回定例会の予算決算委員会での私の質疑に対し、高額報酬になれば、給与として課税対象になることも考えられるので、各区を通じて注意を促すとともに、定期的に報酬額の現状調査を行い、各町内自治会と情報を共有すると文化市民局長が答弁されました。

そこで、お尋ねいたします。その後、報酬額の現状調査や町内自治会との情報共有についてどのように行われたのでしょうか。文化市民局長にお尋ねします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 報酬額につきましては、令和4年度に補助金を交付している全ての自治会の報酬額等を調査し、必要に応じ決算書等で確認を行ったところです。自治会によってはその内訳等の詳細が確認できなかったことから、令和5年度は改めて詳細を記入していただくよう、各自治会に対し周知を行ったところでございます。

また、今年度、各自治会との情報共有につきましては、町内自治会の補助金の案内文に記載例を示すとともに、自治会長研修などにおいても経費や報酬について詳細を記載の上、御報告いただくようお願いしているところでございます。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 自治会の報酬等の調査について、決算書等で内訳が確認できない自治会があったとの答弁でありました。これでは自治会運営に対して適切な指導はできません。加えて、自治会の運営はその財源を町内の住民からの町内会費と本市からの補助金で賄われております。そうであれば、少なくとも予算書、決算書には自治会長等の報酬額を記載し総会に諮らなければ、住民の合意が得られたとは言えないと考えます。

私は、町内自治振興補助金について、町内自治活動や地域住民への連絡調整に係るとても大切な財源であることは認識しております。しかしながら、そうであればこそ効果的な活用が図られているかについてチェックが必要だと思います。私が職員時代に町内自治振興補助金を担当していたときの話ですが、税務署から、各町内の自治会長の役員報酬が年間20万円を超えた場合、税務申告が必要になると指導を受けたことがあります。先ほど、会長の報酬が高額となっている自治会があるなど、補助金の用途の妥当性について指摘しましたが、そのほかにもこのような税務上の問題もあり、補助金という公金を支出する上では、その用途について適切に確認、指導を行っていくことが必要だと考えます。

そこで、お伺いします。自治会長等の役員報酬の内訳などについても補助金の決算報告書等に記載し、見える化を図っていくことや、それに基づき適切に確認、指導を行っていくことが必要だと思いますが、見解はいかがでしょうか。

続けてもう一点お尋ねいたします。

私は熊本市の監査委員を務めておりますが、令和5年度の包括外部監査のテーマは補助金等に係る事務の執行でありました。その報告書によれば、地方自治法において、補助金は公益上必要がある場合に補助金を市民や団体に支出することができるとされ

ており、また、特定の事業、研究等を促進するなど、地方自治を取り巻く諸課題の解決に大いに役立っているとされております。しかしながら、一方で補助金は相当の反対給付を受けることなく行う無償譲渡の性質を有しているため、補助金等の長期化による惰性化、既得権化や、補助金等への依存体質の醸成といった問題をはらんでおり、そのため、補助金の支出に当たっては透明性、公正性の確保が強く求められるとともに、補助金の不断の見直しが必要不可欠であるとその問題点を指摘されております。

そこで、お尋ねします。現在の町内自治振興補助金についても、先ほどから申し上げている課題等も踏まえ、より効果的なものとなるよう不断の見直しを図っていくべきだと考えます。当該補助金が町内自治や地域住民諸活動においてより効果的に活用され、また先ほども指摘した問題点等の解消にもつながるよう、規則等の見直しを行うべきだと考えますが、見解をお願いいたします。

以上2点、文化市民局長に答弁願います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 役員報酬の見える化につきましては、議員御案内のとおり町内自治振興補助金の支出について先ほど答弁いたしましたとおり、透明性及び公正性の確保が求められていることから、自治会からの補助金の実績報告に詳細な記載が必要であり、令和5年度の実績報告において各自治会に経費の詳細について記載するよう周知を行ったところでございます。なお、今後役員報酬に関する税務手続等についても各自治会に周知してまいります。

また、現在の交付規則については、包括外部監査においても補助対象事業及び補助対象経費が定められていないことから、適切な補助金執行の妨げとなる可能性があるとの御指摘がっておりますことから、今後見直しを行ってまいります。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 実績報告書における詳細の記載や税務手続に関する周知について答弁がありました。また、補助金交付規則についても今後見直しを行うということでございました。先ほどの答弁にもありましたが、町内自治活動や公益に資する諸活動に対する町内自治振興補助金は市からの運営費補助であり、補助額と同額を会長の報酬に充てられたとしても、町内会の総会、監査で承認され、補助金申請されておれば、正式な手順で手続がなされているとなれば、現在の交付規則では制限することができないとの見解と受け止めました。私としては、補助金の趣旨に沿わない実態になっていると言わざるを得ません。公金である補助金を助成しているにもかかわらず、助成した行政の指導監督、監査ができない補助金で、補助金交付規則は異常ではないかと思われまます。

補助金交付決定通知書の交付の条件中、補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、決定を取り消したり、補助金の返還が記されていますが、補助金交付規則は平成20年度以降何度も一部改正が行われておりますが、行政の指導監督、監査については一切記述がないように思います。この問題については、これまでも幾度も指

摘してまいりましたが、ようやく一步前に踏み出したように思います。私は自治会の人件費があまりに高額になるような、適切な運営であることは到底思えません。あくまで本市からの補助金や住民の方々からの町内会費については、原則地域住民が行う活動に充て、活発な活動が図られていくのが本来の趣旨に沿うものだと考えます。

そのためには、例えば人件費については自治会の予算の一定割合以内とするなど、基準を示すことも方法の1つだと思います。ぜひ補助金交付規則の見直しをしっかりと検討していただきたいと思います。誤解がないように申し上げますが、私は個別の事案の責任追及を求めているわけではありません。あくまでこの補助金はその趣旨に基づき、地域の取組や活動において適切かつ効果的に活用され、豊かな活発な地域活動につながっていくことを望むものであります。先ほど申しましたが、補助金に対して指導監督、監査ができない補助金交付規則は、まるで治外法権と思われるような補助金交付規則ではないかと思っております。今後の取組に注目していきたいと思っております。

次に、街路樹や植樹帯の伐採や撤去について質問いたします。

中高木街路樹約1万4,000本のうち3分1、約4,600本が毎年の剪定の対象でございます。すっきり剪定された木々も春には花が咲き、初夏になると猛烈な勢いで枝葉を伸ばします。あっという間に生い茂り、元の状態に戻ります。時間、労力、予算には限度があり、いくら努力しても維持管理は難しい、簡単には解決できないと思われまます。第1回定例会の令和5年度予算中の街路樹・公園等の市有施設における樹木の緊急点検等に要する経費は、補正ですが、補正前は2億8,200万円が2倍以上の5億8,600万円に補正されているのは、事業としては理解できますが、以前から私やほかの議員からも一般質問等で取り上げられて、指摘されている問題であります。

令和7年度電線地中化の工事が予定されている県道熊本高森線の花立から益城までの1.1キロ、往復2.2キロに約100本のイチョウが植えてあります。とても暗く、以前から街灯の設置要望があっておりました。また、花立交差点から神水交差点までの2.7キロ、両側で5.4キロとなりますが、以前はハナミズキが相当植えてありましたが、ほとんど枯れてなくなっており、もう現在22本ぐらいしか残っていない状況でございます。次に、神水交差点から熊本市役所までの4.3キロ、往復8.6キロには約344本のイチョウ、ケヤキが植えられており、中には二、三メートルの間隔のところもあります。

中木はあまり剪定されないようですが、高木は3年に1回剪定しなければならないということでございます。冬から春にかけて、異様に剪定された高木が街路にさらされている姿を目にいたします。毎年150本ほどを1本10万円ないし15万円かけて剪定すると1,500万円から2,250万円が必要となります。熊本高森線の熊本市役所から益城町までの区間だけでも、これだけの予算が必要です。令和5年第3回定例会の一般質問でもお尋ねしましたが、街路樹や植樹帯の伐採や撤去に取り組んだ実績と今後の伐採や撤去の予定についてお伺いいたします。

また、花立2丁目交差点から益城町までの無電柱化については、令和4年第4回定例会で一般質問し、令和7年度までの着手を目標に電線管理者と無電柱化に向けた協議を行っているところとの答弁がありましたが、現在の進捗状況をお尋ねします。

以上2点、都市建設局長によりしくお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 1点目の街路樹等の伐採や撤去の実績及び今後の予定についてお答えいたします。

令和4年度に改定した街路樹再生計画において重点路線に位置づけました主要地方道熊本高森線、通称電車通り及び主要地方道熊本益城大津線、通称第2空港線につきましては、安全・安心や景観等の観点から計画的に樹木の撤去や更新を進めてございまして、当該路線においてはこれまで131本の樹木を撤去してございます。また、昨年度、三年坂での街路樹倒木事故を受けまして、街路樹を含めた市有施設における樹木約5万2,900本の総点検を実施いたしまして、危険性の高い約4,500本を緊急的に撤去したところでございます。

これを受けまして、今年度は熊本の気候や生育条件に合った植栽環境の整備でございまして、維持管理の適正化を目的といたしまして、（仮称）森の都再生プランを策定する予定でございまして、本プランと街路樹再生計画を一体的に進めることで安全で快適な街路樹空間の形成、周辺と調和した良好な街路樹並木による景観及び都市の魅力向上に取り組んでまいります。

また、2点目の無電柱化の進捗状況につきましては、議員御指摘の主要地方道熊本高森線は、災害直後、緊急車両等の通行を確保すべき緊急輸送道路に指定されておりますことから、早期の無電柱化が必要でございまして、益城町におきましても4車線化事業に併せた無電柱化が推進されております。本市が行っております花立2丁目交差点から益城町までの区間における進捗状況につきましては、令和4年度に九州電力等の電線管理者との協議を完了いたしまして、令和5年度に調査、今年度は設計に着手したところでございます。引き続き関係機関と連携し、沿線地権者の皆様の御理解を得ながら、計画的かつ迅速に事業を推進してまいります。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 ありがとうございます。

街路樹再生計画において、計画的に樹木の撤去が進められているとのことでございました。病虫害等に伴う樹木異常や根上がりなどの症状は早期発見により改善の見込みが高まりますので、日常的な管理を行ってほしいと思います。大変でございしますが、よろしくお願いいたします。また、日常管理を行う中で、倒木の危険性があると判断されたものについては早急に伐採を行うなど、道路の安全性確保をお願いいたします。

美しい木々も色鮮やかな紅葉もあつという間に落葉し、落ち葉となります。イチョウなど黄色のじゅうたんも見た目はよいと思いますが、イチョウの葉は油分が多く含

まれており、雨などで濡れるとさらに油分がしみ出していきます。通行者や自転車にとってはバランスを崩すと滑りやすく、大変危険であります。そういったことも踏まえ、市民の意見や専門家の知見を生かしながら、森の都熊本にふさわしい良好な景観づくりに努めてほしいと期待しております。

次の質問に移ります。

安心・安全な歩道についてお尋ねいたします。

歩道といえども様々な状態、形態がありますが、基本は歩行者、市民の安心・安全が第一であると思っております。最近台風や地震の被害も多くなり、全国から歩道の被害状態について報告がっております。また、狭く危険な歩道、幅が1メートルも満たない歩道にも、広い歩道と同じような高木、中木、低木の植樹帯があります。

また、シェアサイクルチャリチャリが導入され、今後エリアの拡大も予定されているなど、自転車の利用者は増加するものと思われまます。自転車は原則車道を通行することとなっておりますが、やむを得ない事情により歩道を通行する場合があります。歩行者がいるにもかかわらず狭い歩道を猛スピードで通行する自転車も散見いたしておりますし、危険度は増してきております。自転車と歩行者の事故が増え、裁判で高額な賠償も発生していると聞いております。子どもたちや高齢者、障がい者をはじめとする歩行者を守るためにも、抜本的な歩道の見直し、改善、改革が早急に必要だと考えております。離合できないような危険な歩道の見直しが喫緊の課題ではないかと思っております。

これは、実際にボランティアで長年小学校の児童の登校を見守りをしている方からの話ですが、第2空港線、都市計画道路の新外秋津線の交差点付近は東町小学校と桜木東小学校の児童が合流し、逆方向へ流れる箇所があり、また、通学の自転車が上り坂を全力で通行するため、今の歩道の幅では危険であり、低木だけでも除去してほしいとの訴えがっております。

そこでお尋ねします。先ほど街路樹や植樹帯の伐採や撤去について質問しましたが、狭い歩道に設置された街路樹や植樹帯に関する本市の取組も踏まえ、本市での全体的な歩道の安全対策についてどのようにお考えをお持ちなのか、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 歩道の安全対策は、子どもや障がいのある方などをはじめ全ての人々が安全で快適に利用できる道路空間を確保する観点から非常に重要であります。現在、本市においては道路整備プログラムに基づきます新たな歩道整備はもとより、自転車走行空間と歩行空間を分離することによる安全性の確保、段差の解消によるバリアフリーの推進に取り組んでおりまして、また、街路樹等により歩道の幅員不足への対応や巨木化に伴います根上がり対策等を計画的に進めております。

今後も市民の皆様の安全・安心を第一に、地域の課題や利用状況を踏まえ、効果的な歩道の安全対策を実施してまいります。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 ありがとうございます。

シェアサイクルチャリチャリの利用者数は順調に増加しておるということでございますし、事業としては大変よい取組であると思います。自転車と歩行者との事故が増えないかと懸念しております。裁判で高額な額を請求される前に、歩道を整備するべきではないかと思っております。また、自転車は原則、車道の左側を通行しなければなりません、例外的に歩道を走れる場合があります。そういった自転車が歩道を走れる場合であっても、歩行者優先であることなどの交通ルールなマナーの啓発が必要ではないかと考えます。

また、街路樹や植樹帯が歩行の妨げになってはいけないと思っておりますし、交差点などの見通しを悪くしてはいけないと思っております。そのためには、狭い歩道に低木があるところは除去を行い、少しでも広い歩道幅を確保してもらいたいと考えます。

ちなみに益城町では熊本地震後、熊本高森線の復旧復興工事で4車線化が進んでおります。現在、惣領までの約2キロが完成し、供用されております。その歩道は、車道側2メートルぐらひはあります。自転車道は反対側に2メートルありまして、中央の1メートルは電線の地中化と中木の植樹、ところどころに街灯が設置されております。おかげでこの区間は歩道が見事に整備されておりました。地震前は、その境界から益城の木山まで、ここには歩道もほとんどなかったんですが、街路樹は1本もありませんでした。

私の家の周辺を見て回りますと、植え込みが1メートル前後、ほとんどは2メートル以下でありました。低木の枝が張ると、二、三十センチは枝が張りますので、その分、歩道は狭くなります。かなりの部分が2メートルないような状況でありましたので、狭い歩道については早急に見直しをいただきたいと思っております。

それでは、次に公園の維持管理についてお尋ねいたします。

最近、地域からの要望が多いのですが、公園の除草です。いろいろなところを見ていますが、定期的に作業されている公園もあれば、なかなか手入れがなされていない公園もあります。公園によっては、地元住民からの要望があって初めて除草をしている公園もあります。特に夏場の草は雨が降れば繁茂等がすごく、1週間に一度程度草を刈る必要があります。そのため、効果的な実施や回数の確保などを行うなど工夫した除草作業を行ってほしいと思っております。

そこで1点目、本年度の予算額と除草回数をお尋ねします。

次に、宅地開発行為が行われる場合、都市計画法に基づき小規模公園の設置が義務づけされておりますが、こういった小規模公園の維持管理については自治体が引き継ぎ、管理を行っていく必要があります。このような規定があれば、宅地開発行為による小規模公園が幾つもできて、さらに維持管理費用が増えるのではないかと考えております。2点目、現行の設置基準の見直しを含めて国に要望してはいかがでしょうか。

以上、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 まず1点目の本年度の予算額と除草回数についてお答えいたします。

本年度の公園維持管理予算約8億8,000万円のうち、除草費用として約2億7,000万円を計上し、おおむね年4回の除草を行うこととしてございまして、地域の皆様からの要望や利用状況を踏まえ、令和5年度にそれ以前から予算を増額し、回数を増やしているところでございます。除草対応の改善に向けましては、委託業者に創意工夫を促すことができるよう複数年契約を推進し、効果を検証しながら、効果的かつ計画的な除草に努めてまいりますとともに、地域の皆様との協働による取組も重要でございますことから、公園地域パートナー制度等への参加促進も進めてまいります。

また、2点目の公園の設置基準の見直しについてお答えいたします。

宅地等の開発行為に伴う公園の設置基準につきましては、平成28年の都市計画施行令の改正によりまして、地方公共団体の判断において条例で緩和条件を設けることが可能となっております。一方で、小規模な公園は地域の皆様の余暇活動や憩いの場としてだけでなく、熊本地震の際には一時的な避難場所として活用されるなど、防災面においても必要性が高い施設でありますことから、現時点では条例による公園の設置基準の見直しは考えてございません。しかしながら、平常時の管理が行き届いていない公園もございまして、開発公社と計画段階から公園の配置や施設内容の協議を行う中で、将来の維持管理の負担軽減につながる方策につきましても検討してまいりたいと考えております。

〔45番 藤山英美議員 登壇〕

○藤山英美議員 御答弁ありがとうございました。

公園は誰もが自由に遊んだり、散歩できる市民の憩いの場です。現在の予算措置の状況では、除草回数を増やすことは厳しいと思います。

私は平成12年3月、秋津三丁目公園の完成後、人の背丈より高い雑草に覆われ、誰も近づけない公園がありました。ホームレスが住みついた公園を見て、地域の宝は地域で守ろうと呼びかけ、平成24年11月から除草の市からの受託契約をして、公園の除草等、13年になります。今では毎年除草、落ち葉集めなど約9,000平米を30回ほど手入れをしております。今では保育園や幼稚園の園児、小学生や地域の方々にも大変喜んでいただいております。除草もちろんですが、落ち葉も3回ほど集めていますし、それに、池の掃除まで委託されました。低木の剪定も委託されまして、もう高齢者ですが、みんな頑張ってくれております。今ではすばらしい公園になっております。このような活動もありますので、公園地域パートナー制度で地域の宝を守っていただきたいと思っております。

それでは最後に、交通渋滞対策について、また、市電の延伸について要望を2点申し上げます。

令和5年第3回定例会にて一般質問しました交通渋滞対策、市電延伸について要望

いたします。本市における渋滞対策は長期的視点の対策も必要であると考えますが、TSMCの進出に伴いさらなる渋滞悪化が見込まれております。そこで、用地買収を伴わず、短期間で安価に取り組めるスマート交差点は即効性がある、費用対効果の高い対策だと思っており、渋滞対策の軸に捉えるべきだと考えております。市民の方々も即効性のある対策を求められていると思います。

前回一般質問の後、すぐに取り組まれた佐土原地区の交差点改良を行ったことにより、渋滞解消に向けて大きな効果があったとお聞きしております。今後も第2空港線と小池竜田線が交差する桜木6丁目交差点について、特に小池竜田線を走行する際、渋滞がひどく、信号を何回もかかるというような話も聞いております。交差点改良としては左折レーンの設置や右折レーンの延長を行うことや、道路の白線を引き直すことなど、即効性のある対策をお願いしたいと思います。このことは交通の円滑化や渋滞解消につながるものだと思いますので、ぜひとも進めていただきますよう要望いたします。

また、令和4年第4回定例会で質問しました市電の延伸と渋滞解消についても要望いたします。

益城熊本空港インター南側で進行中の益城台地土地区画整理事業で、西地区、中地区で500区画近くで家が建ち、生活が始まっております。完成した建物を見ますと、1軒に2台ぐらいが止まっております。地元でも渋滞がひどくなると心配されております。令和4年第4回定例会で市電の延伸について質問しておりますが、今回は木村県知事の誕生で大西市長との県市連携に言及されております。ぜひとも県と話をし、また、益城との話も必要だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

県としてもグランメッセの活性化、渋滞解消、鉄軌道による定時性確保、大量輸送、空港へのリムジンバス運行、パークアンドライドなど、問題解決につながることを思われますので、道路はつながっております。県や益城町のことと思わずに、連携をお願いしたいと思います。

以上、要望いたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

本日は傍聴いただいた皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

吉田健一議員の発言を許します。吉田健一議員。

〔18番 吉田健一議員 登壇 拍手〕

○吉田健一議員 皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の吉田健一です。

今回の質問も、市民の声を基に伺ってまいります。大西市長をはじめ執行部の皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、この一般質問の場で何度も誕生から成長する姿など登場してまいりました我が娘も、月日がたつのが早いもので、来月で2歳を迎えようとしております。当たり前ですが、数少ないプライベートの時間もほとんどが我が子優先です。昨年のしまじろうコンサートを皮切りに、先日は「それいけ！アンパンマン」ミュージカルに行ってまいりました。我が子も指を指して手を振っての大応援、父親としてもうれしいひとときであり、アンパンマンではありません、ちょっとくすんだ心を洗い流すような時間でもありました。行ったかいもあり、今までアンパンマンをアンパンとしか言えなかった子が最近ではアンパンマン、そして、ばいきんまんまで言えるようになりました。これからも喜んでもらえるように連れて行きたいと思っております。

そんな誰もが大切に思う我が子が危険な目に遭ってしまうシーンと、大人でも不安に感じる場面がありました。そこで、数点、本市の市有施設について伺ってまいります。

先ほど御紹介させていただいたしまじろうやアンパンマンのコンサート会場は、いずれも熊本市市民会館での開催でありました。仕事や自治会役員としてもよく訪れる熊本市市民会館ですが、特に人気の催しや2階席まで利用するイベントの際は、当然ながら階段を利用します。ただ、この階段が非常に危険だという点です。

よく本番開始までの時間を利用したグッズ販売を実施されます。特に人気イベントの際は1階売場から長蛇の列が2階まで至ります。私もアンパンマンショーの際は我が子のために並んだうちの1人です。しかし、まさにそのときです。1階から2階に上がる階段に壁はなく、手すりの柱が並んでいますが、その柱と柱の間隔が広いので、二、三歳児のこどもがその手すりの間から転落寸前となったシーンがありました。まさに危機一髪、直前で保護者が気づき、事なきを得ましたが、周りのお客さんも騒然となったシーンでした。

また、こどもだけではありません。実は私もそうですが、高所恐怖症のある人間からすると、1階の地面が見えているため、大変恐ろしい階段です。はっきり言って怖いです。この点については以前から同様の声もあり、今回のアンパンマンショーで並んでいた多数の方々も口々におっしゃっていたので、私だけではないはずですが。以上の経験談、そして、市民の声からも、市民会館階段の早急な転落防止措置が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、長年市民会館を利用してきた女性の方からの御指摘も御紹介しておきます。それは、トイレ利用時、特に女性トイレで頻繁に長蛇の列ができるというものです。その原因は女性トイレの構造から来るもので、手前からは奥のトイレの様子が見

えず、先に利用されている方が出るまで待ってしまっており、本来のトイレの個数の運用ができておらず行列ができてしまうとのこと。手前からでもどのトイレが使用中か、空室か、分かるような工夫を要望しますが、いかがでしょうか。

さらに続けて伺います。コロナ禍も明け、インバウンドも増加した今、コロナ以前からも声を頂戴しておりました市民会館1階の喫茶店についてよく御要望をいただきます。皆様も御存じのように、市民会館は熊本城や城彩苑に向かわれる方、長塀を見ながら加藤清正公像を写真に収めようとする通行人や観光客のフォトスポットになっている場所に位置します。その集客が見込まれる絶好の場所でありながら、立ち寄りやすい休憩場所がない。某ハヤシライスで有名な長年ある喫茶食堂はありますが、外国人観光客や若者世代には気軽に入店するのに抵抗がある店舗ではなかろうかと感じます。

そして、もう一店舗、市民会館内に15年営業していたカフェもコロナの影響により令和2年に撤退、いまだ空きスペースになったままです。また、市民会館の屋外スペースを活用した取組をされているようですが、常設の屋外カフェテラスにしたほうがよいとの声もたくさん届きます。以上のことから、市民会館1階スペースの有効活用に向けて、条件の見直しなどさらなる工夫が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの階段の転落防止対策、女性トイレの改善も含めて、担当局長に伺います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 市民会館に関する3点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、市民会館階段の転落防止措置についてでございますが、階段に設置している手すりを支える柱、いわゆる手すり子の間隔は建築基準法における定めはありませんが、JIS規格等においては安全上の目安として11センチ以下と定められております。このような中、市民会館の手すり子は約14センチ間隔となっており、議員御指摘のとおりこどもの身体がすり抜ける可能性もあることから、今後早期に転落防止等の安全対策を検討し、利用者の皆様がより快適に安心して施設を御利用いただけるよう努めてまいります。

次に、女性用トイレの改善についてでございますが、市民会館の女性用トイレは使用していない個室は戸が開いた状態となる構造であり、特に利用者が多いホール1階のトイレは18室あり、入り口から奥の空室状況が確認しづらいことから、今後、使用状況が分かるサイン表示を設置するなど改善策を検討してまいります。

最後に、1階スペースの有効活用についてでございますが、市民会館は市民の皆様の文化芸術の振興はもとより、桜町地区の活性化や中心市街地の回遊性向上を図る上においても重要な役割を担う施設でございます。このようなことから、市民会館前のオープンスペースにつきましては、昨年度関係部局と連携して市民会館一帯の歩行者空間を拡充した社会実験を実施するなど、現在利活用に関する検討を進めているところでございます。また、館内空きスペースにつきましても、現在民間事業者の出店募集を行っているところであり、今後ともより魅力的な施設となるよう取り組んでまい

ります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 ありがとうございます。

早急に市民会館の階段と女性トイレの改善に取り組んでいただけるとのこと、安心・安全で快適な施設となるよう期待するとともに、改めて好立地であることを最大限に生かされたカフェ、レストランの出店など市有施設の利活用に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問も市有施設、その中でも公設公民館について伺います。

こちら市民からのお声、そして、私の体験から質問させていただきます。市民に身近で施設そのものを借りて利用する公民館について、私も含めた地域からのお声というより苦情を御紹介します。ずばり公民館のトイレが臭いということです。臭いがすごいというより、臭いの癖がすごい。あえてある公民館と言っておきますが、昨年自主防災クラブの取組で、小学校高学年を中心とした防災キャンプを開催しました。避難用具の体験の一環として、公民館ホールで避難用テントと軽アルミベッドを利用し、公民館に1泊する体験を実施。その一晚、こどもたちと過ごした中でも、公民館のトイレが臭いということでひと騒ぎに。さらにママ友や児童館を利用される保護者からも以前から苦情があり、単独の授乳室がないため、仕方なくトイレで、しかも幼子と共に臭いを我慢しながら授乳しているといった声も多数いただいております。

現在、各公設公民館では大規模改修基本計画の立案、改修実施に取り組んでおられ、実際には臭いの根本原因の改善はその大規模改修を待つことが一番かもしれません。ただ、その改修も数年先であり、あと何年待つの、何年我慢するのといった声上がるのは容易に想像ができるものです。これまでトイレの臭いについて同様の声は届いていたのではないのでしょうか。現状を踏まえ、早期対策ができないものか伺いたいと思います。

あわせて、公設公民館における貸出機器の改善についても触れておきます。

先ほども述べましたとおり、私も市政報告会など、開催側としてホールをお借りする機会も多いのですが、その中でプロジェクターやスクリーン、HDMIコードなどの貸出基準が公民館ごとで曖昧な状況が気になります。施設利用者によっては、その機材が借りられないことでの負担や地域によって同じ公設公民館で平等性が担保できない点に疑念を持ちます。担当課に伺ったところ、その貸出しの温度差の要因は機材の数が施設ごとに違いがあり、また、極端な言い方ですが、機材が壊れるから、少ないから、貸出ししていないというものでした。地域の平等性、そして利活用の促進といった点でも機材の貸出しができる十分な環境整備、予算化が必要かと思います。

そこで1点あえて付け加えますが、無料の貸出しが大前提で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、先ほどの公民館改修も併せて担当局長に伺います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 私からは、公設公民館の機材貸出環境整備についてお答えします。

公民館のプロジェクター等の機材につきましては、貸出しを前提としたものではなく、主催講座での使用を目的として配備したものでございます。一方で、主催講座に影響がない場合などは、利用者の利便性向上のため御利用いただくこともございます。無料を前提とした全公民館への機材配置につきましては、同様の施設との公平性から考えていないものの、定期的に機材更新を行うなど利用環境の整備に努めるとともに、機材貸出しの統一ルールについても策定してまいります。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 市有施設の改修及び維持管理についてお答えいたします。

本市では、熊本市公共施設等総合管理計画に基づき、市有施設の計画的な保全に取り組んでおります。一方、おのこの施設の管理を行っていく上で、施設所管課におきましては、市民の皆様がいつでも安全に安心して御利用していただけるよう、施設に対する御意見、御要望等も踏まえた修繕など随時対応しているものと承知しております。

今後とも施設の計画保全の着実な実施はもとより、議員御案内の公設公民館での事案のような個別の案件につきましても、施設所管課と協議しながら適切に対応してまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 機器の貸出しについては、無料を前提とした全公民館への機材配置については考えていないとのこと。しかしながら、主催講座の影響がなければ、既に貸出ししている一部公民館があるのであれば、一市民からすれば、この無料で貸出しをしているルールを基準とするべきと考えるのは自然な流れではないでしょうか。利用する市民の側に立ったルール策定、無償貸出しの拡充を求めておきます。

トイレの臭い改善についても、市有施設利用そのものに影響が出る重要な課題です。トイレの臭いの苦情は担当課にも多くの声が届いており、既に把握していたようですので、計画改修を着実に進めつつ、計画外の個別案件についても適宜迅速に改善していただき、誰もが訪れる上質なトイレのあるまち熊本となるような取組を要望しておきます。

次の質問に移ります。

これまでも強く要望してまいりました民間活用の推進についてですが、前回の質問でも大西市長から、民間活用は大変重要であるとの御賛同をいただいた上で、今回は道の駅について伺います。

本年2月時点の全国の道の駅の数は1,213駅あり、本市で唯一植木にあります道の駅すいかの里植木ですが、コロナ禍当初は利用者数の減少はあったものの、売上高はコロナの影響に反し年々増加、昨年も過去最高の売上高を記録しております。その売上高の軸になるのは、言うまでもなく全国生産量ナンバーワンのスイカであり、生

産同時期のメロンもです。

熊本市民をはじめ県北、そして福岡県南地域からの客層が多く、特に自宅用はもちろんです。贈呈用として購入されることが多いスイカ。私の妻の実家である東京生まれ、東京育ちの母に初めて熊本のスイカを食べてもらった際、驚きと感動ですぐに取り寄せ、親戚、友人、知人の贈呈用として即購入、今では結婚してから毎年購入を続けるほどのリピーターとなっております。以前、総務委員会に所属していた際も、当時の東京事務所所長、現在の農水局長の金山局長に幾度かスイカのトップセールスの進捗確認をさせていただきましたが、表参道のミシュランの星つきレストランを中心に大きく販路拡大を成功されておられました。今後も県内外への熊本のスイカの可能性はまだまだ伸び代があるものと期待しているところです。

一方で、スイカの初物が始まる3月から6月までのシーズン時期はいいのですが、それ以外のオフシーズンの取組に課題があるようです。これまでも委託会社をはじめ運営協議会でも新たな取組を検討、実施されておられますが、これからのようです。その点で、まさに民間活用導入による可能性の拡大を検討してはいかがかと考える次第です。現在の委託業者を変えることなく、共存した新しい形、まさにその理想形が北海道や神奈川県など他都市道の駅で導入されており、新たな交流拠点の整備並びに地域ブランド、経済好循環の創出につながっております。

続けて、ここからはスイカに次ぐ熊本の特産物を生かそう、そして、にぎわい創出という点から御提案しますが、ずばり河内を中心とするミカンの生産地、西区沿岸地域にすいかの里植木ならぬ仮称道の駅みかんの町河内構想を提案したいと思います。西区選出の議員でもない、東区の私が言うの何ですが、本当は中川議員、木庭議員あたりが言われるところが本当なんですけれども、何かすみません。

先ほどの民間活用の大きな成果が既に実現していることも併せ、昨年度議会内でも大きく取り上げた河内老人福祉センターの事業廃止に伴い、改めて交流拠点の重要性、西区の過疎化などが大きな課題であることを学ばせていただきました。そして、私自身、国会議員の秘書時代に道の駅事業に携わる機会があり、国交省と関わる中、道の駅も2つのパターンがあり、国交省と地元自治体でできる道の駅と、地元自治体だけで許認可だけ国交省に申請するものの2つがあり、植木の道の駅もそうですが、国道に面していなくても、県道など幹線道路にも道の駅をつくることのできるという経験談から提案するものです。

そして、何より西区のにぎわい創出はもとより、本市沿岸地域から福岡県大牟田市にまたがる有明海沿岸地域の長年の夢である有明沿岸道路実現の励みにとの思いもあります。スイカから幹線道路まで話は尽きませんが、民間活用によるさらなる道の駅の活性化と新たな設置に向けて、スイカのトップセールスに成功された金山局長に伺いたいと思います。

〔金山武史農水局長 登壇〕

○金山武史農水局長 道の駅すいかの里の運営については、民間事業者である指定管理

者と地元生産者から成る出荷者協議会が一体になってにぎわいの創出に努めております。その結果、売上げは順調に伸びてきておりまして、今年度のスイカのシーズンにおきましても、3月の天候不良の影響が心配されたものの、福岡方面からの来客や地元贈答需要により前年を上回る売上げを見込んでおります。

一方で、オフシーズンにおける利活用につきましては、品ぞろえの確保や周年祭などの集客イベントによる活性化に取り組んできたところではありますが、さらなる売上増に向けた研究が必要と認識しております。今後、商品の売り方や新たな商品開発について、議員御提案の民間活用の手法も含め、外部の知見をいただくなどしながら引き続き努力してまいります。

また、議員御提案の道の駅構想に伴う地域活性化策につきましては、行政としても考えていくべき課題と受け止めておりまして、全国有数のミカンの産地である河内地区をはじめとした西区の農水産業が有する高いポテンシャルを生かした農産物直売所の活用についても1つの選択肢であると考えております。一方で、直売所の設置に当たっては、集客が見込める用地の選定、確保はもとより豊富な品ぞろえのための地元生産者の協力など様々な課題が存在することから、今後、有明海沿岸道路等の道路整備と併せてこれらの課題を踏まえた地域活性化策が議論される必要があると認識しております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 この道の駅についての質問は、実は平成7年、約29年前、我が公明党会派の大先輩島田俊六議員、平成14年、約22年前には河内の大先輩津田征士郎議員など、両大先輩をはじめこれまでも議論はあったはずですが、オフシーズンも含めた植木道の駅のさらなる利用促進、そして、植木のスイカがもたらした道の駅の成功を基に、次はミカンの力で西区の観光立地、経済効果の波及を生み出す実現に向けた取組をぜひお願いします。

そして、本当においしい熊本のスイカ、ミカンがまだまだ全国に知られておりません。今や国連でもスピーチをされ、世界的にも有名になられた大西市長に、地元生産者の皆さんの活力にもつながるトップセールスをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

熊本市動植物園について伺ってまいります。先ほど触れました民間活用とはまた違った形ですが、民間企業との連携が重要となるネーミングライツ、命名権について触れてまいります。

動物園のネーミングライツについては4年前、令和2年3月第1回定例会総括質疑の場で大西市長に伺いました。その質疑では、他都市動物園の園そのものの名称やエリアだけに限定した事例、そして、最後は大阪市天王寺動物園のトイレのみに限定されたネーミングライツの導入事例など紹介させていただき、それぞれ年間600万円を超える命名権収入など具体的金額や、複数年等契約方法にも様々あることに触れさせていただきました。当時の大西市長の御答弁では、ネーミングライツは新たな財源確

保の手段の1つと考えるが、名称が短期間で変わる課題があり、調査研究を行うとの趣旨でした。あれから4年が経過しました。研究の進捗状況はいかがでしょう。

また、時代も変わり、園そのものの名称よりも、最近では御紹介したエリア、ゾーンなど一部に限定した導入が多いようです。そういった意味では、現在熊本市動植物園マスタープランに基づいて、5年後の完成に向け大規模な改修の実施設計に入っている開園100周年記念整備・サバンナエリア事業はネーミングライツ導入の絶好のタイミングかと感じます。仮に、前回の市長の御答弁でありました短期間でなく長期間、そして、理想とする契約料・契約方法という課題が解決する企業が現れるなら、導入の実現は可能でしょうか。

4年越しの質問となります。これまでの進捗と併せ、改めて大西市長に御答弁を頂戴したいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 全国の動物園におけるネーミングライツの活用状況について調査いたしましたところ、園の全体名称での導入はこの4年間で変化はなく、3園が実施しております。そのうち2園については契約者の変更に伴い導入時とは違う名称となっております。また、エリアや施設等に限定したネーミングライツにつきましては、以前は指定都市の4園で実施されておりましたが、1園は契約期間満了後、希望する企業がなくなり終了したため、現在3園で継続中でありまして、これらのネーミングライツ契約はいずれも期間が3年から5年となっております。

議員御提案のサバンナエリア事業における導入につきましては、開園100周年を迎える5年後の公開に向け、市民広報や財源確保のための効果的な方法の1つとして、外部有識者等で構成いたします熊本市動植物園マスタープラン推進会議においても御意見をいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 御答弁ありがとうございます。

ネーミングライツ、命名権の導入を検討いただけるとのこと。東京都羽村市動物公園では「トントントン、ヒノニトン」で有名な大手トラックメーカー日野自動車とネーミングパートナー協定を結び、ヒノトントンZOOという愛称になりました。ぜひ100周年を迎える熊本市動植物園もさらに知名度の盛り上がるものに、キャッチーで効果的なネーミングライツとなることを願い、次の質問に移ります。

次に、その動植物園の職場環境と処遇について伺います。

単刀直入に申し上げますれば、将来動物園の専門職員を目指している会計年度任用職員の処遇が大変厳しく、課題を感じるという点です。これから数点伺う内容は、熊本市動植物園の複数の関係者の方から直接伺った切実な声を基に質問してまいります。

1点目に、会計年度任用職員として現場に配属されますと、動物の飼育管理、保護、繁殖、調査研究、環境教育の企画・普及啓発等の業務に従事します。動物相手ですので、作業着は必須です。しかし、この作業着は新品支給でなく、これまで正職員が使

っていた作業着、いわゆるお古が支給されていたようです。そのお古を着用して2年がたちましたが、新品の作業着は支給されておりません。これは事実でしょうか。予算が極端に少ないのでしょうか。

2点目、専門職になるためには様々な条件はありますが、職員採用選考案内には条件の1つに職務経験が直近の10年のうち5年以上ある方とあります。ただ、実際には5年以上勤めても、一定の勤務時間を満たさないと条件として認められないとのこと。会計年度任用職員のお給料では5年も勤めるのは大変です。それ以上となると、正直、夢を諦めますとの声も。他都市の動物専門職の資格条件はどうなっているのでしょうか。

3点目、動植物園は人気のある動物がたくさんおり、特にレッサーパンダの赤ちゃんが誕生してからの注目度は高く、連日写真撮影や様子を見に来る来園者が尽きません。しかし、ほかの動物園などでよくある名前の公募などはしなかったようです。結局、名前は動植物園の全職員の投票で決められたようですが、今後動物園を知ってもらうためにも大変有効だと思いますが、いかがでしょうか。また、この動物園の赤ちゃんの名前決めもそうですが、様々な業務に関する権限が役職等に関係なく特定の職員に偏っている風潮があるようです。平等に風通しのいい職場になってほしいとの声が強く要望としてありましたが、いかがでしょうか。

以上、そのままの声を紹介しましたが、これ以外にも課題はあるようです。元は動植物園担当職員の年代間にギャップが生じ、その解決と職員の人材確保を目的に動物専門職の採用が新たにスタートしたわけですが、目的とは相反する職場環境に聞こえてきます。そもそもなぜこういう年代間ギャップが生じた状況に至ったのか、そして、先ほど御紹介した声について、なぜこういう声が上がるのか、原因や今後の対策についてお考えを伺いたいと思います。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 動植物園に関します4点のお尋ねに順次お答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員への作業着の貸与につきましては、以前は予算化しておらず、不定期の貸与となっておりましたため、今年度から定期的に貸与するよう予算化し、準備を進めているところでございます。

次に、他都市における動物専門職の資格要件につきましては、高校または大学において専門科目を履修した者とする自治体や、動物園等における職務経験者とする自治体がございます。本市におきましては、採用後即戦力として活躍してもらうことを期待して、動物園等における職務経験者を対象とした募集を行うことといたしております。また、より多くの方に御応募いただけますよう、本年度からこの職務経験として認定する勤務時間を週35時間から28時間以上に引き下げる見直しを行ったところでございます。

次に、動物の命名の手法につきましては、公募により名前を決定する場合、命名ま

でに一定の期間を要し、その間、名前を呼びかけながら動物に向き合って飼育することに支障があるため、通常、公募を行わず命名してまいりました。議員御提案のとおり、公募による命名は動植物園の認知度向上や動物への愛護増進などに資する有効な面もございますことから、今後、飼育の観点上、公募の期間を設けることのできる動物種を考慮し検討してまいります。

最後に、職員の年代におけるギャップが生じた理由といたしましては、本市ではこれまで行財政改革に取り組んできており、効率的、効果的な行財政運営の観点から、民間でできることは民間に委ねるとの考えの下、直營業務の見直しに取り組み、技能労働職については退職不補充を基本としてまいりました。そのような中、動植物園マスタープランの策定を契機に、種の保存や調査研究、自然環境教育を推進するため、今年度から新たに動物専門職の採用を開始したことから、職員間に年齢差が生じたところでございます。今後の対策といたしましては、動物専門職の採用を計画的に進めるとともに、動物飼育のノウハウの共有やスキルの継承など職場内コミュニケーションの円滑化を図り、より風通しのよい職場環境の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 担当局長から理由を述べていただきましたが、まず、どの企業でも契約社員やパートであっても、制服などの業務必需品が最低でも貸与という形で新品のものが提供されているのが普通です。予算化もせず、長年お古で業務に当たらせてきた状況は異常ではないでしょうか。ちなみに、冬用の上着もお古のようです。また、会計年度任用職員が専門職となるための職務経験の勤務時間週35時間から28時間以上に引き下げたとのこと。専門職の採用が始まってからは、勤務時間、年数の不利益とはなっていないことが分かり、安心しましたが、いまだに疑問の声が上がるのは動植物園内の情報共有不足によるものであると指摘しておきます。

結果として、本市が招いた職員の年代間ギャップに応えることになる大事な人材が、こういう職場環境で、動物相手だけでなく人間間での理不尽なことにも耐えながら、最短5年後の専門職合格を目指して頑張っています。そこに加えて、特定の職員が幅を利かせているような職場なら、夢を諦めるのも納得です。将来、動物園の要となるかもしれない若い芽を育てるためにも、少なからず福利厚生や職場環境の改善を強く求めておきます。どうか一日も早い改善となることを切に願い、次の質問に移ります。

所属委員会に関連しますが、御了承いただきたいと思えます。

ある民生委員をされている方から驚きとお怒りの御相談がありました。ある市営団地内で孤独死が発生した際のことです。お亡くなりになられましたので葬儀を行うことになりましたが、生活保護受給者であり、扶養義務者がいない、いわゆる身寄りのない方でしたので、その民生委員さんが葬祭執行人となり本市保護課に葬祭扶助の申請をする流れになりました。今回は、その申請手続を行った際に発覚した問題です。保護課が申請書類を受理し、葬祭費用を支給するわけですが、民生委員さんの負担軽

減や手続を円滑に進めるため、同様のケースの場合、葬儀を執り行う葬儀会社が見積書の作成をはじめ火葬等の手続も民生委員さんの委任により代理で行うのが大半のようです。

しかし、今回の御相談は耳を疑う内容でした。葬儀会社から民生委員さんに、手続の必要書類に署名が必要なので、来てもいいですかと連絡がありました。簡単に終わるという話だったようですが、実際に訪れ、出された書類は死亡届でした。その内容を見ると、名前を書く欄だけが空いており、住所欄には自分の筆跡ではない字で書かれた住所が。その書類を出し、ここに名前を書くだけで済みますからとこなれた様子で手続を進めようとしていました。そして、一番驚いたのは、その後の手続の中で保護課を訪れた際、葬祭扶助等の受取りを葬儀会社に委任する委任状に民生委員さんの氏名、住所が勝手に記入され、かつ見覚えのない印鑑が押印され、保護課に提出されていたことです。文書偽造と言われてもおかしくない事態が発生しました。

ただ、この民生委員さんの指摘は続きます。委任状の住所が、本人が書いていないからでしょう、間違っただけで記入されていたことが後で分かりました。普通、本人が住所を間違えることは考えづらいことから、その書類を受理した行政にも心配の声が上がりました。主な内容は以上ですが、この事件を受けて最も重要なのは今後の対策です。二度と起こさない、大事な市民からの税金を適切に管理運用する立場での対策案を伺いたい。

また、あまり言いたくありませんが、今回の一件はよく行われているケースのように感じます。事実確認、参考として、令和に入ってから今回の同様の民生委員による葬祭扶助適用件数も併せてお示しください。健康福祉局長、お願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 今回の事案を受けまして、該当区の保護課が直ちに当該葬祭業者から事情を聴取し、法令遵守の徹底を指導するとともに、保護課長会議において情報共有と注意喚起を行いました。議員御提案の葬祭業者等への周知徹底につきましては、葬祭業に関する県内唯一の組合である熊本県葬祭事業協同組合及び令和5年度に本市の火葬場を利用した同組合未加入の葬祭業者向けに文書にて注意喚起を行うこととしております。

また、各区の保護課が葬祭業者から委任状を受理する際は、これまでの記載内容の確認に加え、今後は民生委員に直接連絡し、委任状が当該民生委員の意思に基づくものであるかの確認を徹底してまいります。

なお、民生委員による令和元年度から令和5年度までの葬祭扶助の適用件数は215件となっております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 令和に入り、同様の申請件数は215件、同じ事案がなされていたのではと心配します。かねてより民生委員、児童委員については負担軽減や成り手不足から、行政も一体となった人材発掘、協力体制が必要と訴えてまいりました。今回の事

件は当該葬儀社の不適切な行為が最大の要因となったものですので、御答弁どおりの再発防止策に取り組んでいただきたいと思います。このような事案が続くのであれば、一市民からすれば、当然ながら民生委員になりたいとは思えません。申請を受理した際、本人確認として民生委員に連絡するような当たり前のことができていなかったことも不思議に思いますし、今回の事案も未然に防げていたかもしれません。大変な思いで業務に当たられている民生委員さんを、そして、大切な税金を守るためにも、適切かつ厳正な事務手続をお願いいたします。

次の質問は、この議場でも眼鏡の吉田と言われるまで取り組んでまいりました視覚障がい者支援について、新たな具体的支援確立、環境改善について伺います。

強く求められている御要望の中で、交通手段の改善、なかんずくバスの乗り降りについて、特にバスに乗るときの要望を多く頂戴します。皆様も御存じのとおり、本市は令和3年4月より全国初のバス会社5社による共同経営を導入した都市です。共同経営となって3年が経過した今、様々な効果をもたらしているものと受け止めておりますが、課題も感じます。今回の視覚障がい者をはじめ、全ての市民が乗り降りしやすい環境が必要な中、共同経営となってもまだハード、ソフト両面で5社の中で温度差があるようです。

一例として、視覚障がい者の方からの実際の声を紹介します。いつも利用するバスの運転手さんの対応がひどいんです。行先を案内してくれません。普通に聞いても教えてくれず、運転席側まで移動し、運転手の前で手に持っていた白杖を見せて、どこ行きですかと大きな声を出して聞くと、ようやくふてくされたような小さな声でアナウンスをしました。1回や2回ではありませんとのこと。あえて申し上げておきますが、この相談者も全ての運転手がそうだと思っていないし、ごく一部と理解しておられますが、視覚障がい者からするとアナウンスが唯一の情報源である以上、この点については必死になって訴えられるのは当然です。この話を聞く限り、運転手の意識改革の必要性を感じますが、それだけでなく、運転手の負担軽減にもつながる機械などの音声案内によるハード面の拡充も必要ではないかと思う次第です。

そこで伺います。タクシー会社では、視覚障がい支援団体と連携した研修会を実施されているとのこと。バス会社でも同様の研修を導入するなど、さらなる運転手の理解促進につながるソフト面の強化が必要ではないでしょうか。また、機械音声でも案内をしてくれるバスはありますが、バス車両、そしてバス会社によって違いがあるようです。乗りやすいバス環境に統一するために、路線バスを運行する各5社の障がい者のバス利用に関する取組と機器音声案内の現状など、5社の比較、違いについてお示しください。その上で、ハード、ソフト両面から、共同経営となった意味をもたらす取組を要望いたしますが、いかがでしょうか。担当局長、御答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市では、令和5年6月に策定したバリアフリーマスタープラン

ランの基本理念で掲げております「だれもが移動しやすく暮らしやすい「おたがいさま」で支え合う上質な生活都市」の実現に向けまして、公共交通や道路、公園など各種分野において事業者との連携や協力によるバリアフリー化を促進することとしております。このような中、各バス事業者におきましてはノンステップバスの導入やバスロケーションシステムを通じた車椅子対応車両の御案内をはじめ、運転手への接遇研修などそれぞれにハード、ソフト両面からバリアフリー化に取り組んでいると承知しております。

一方で、議員御案内の視覚障がい者の方に対して確実な御案内が可能な機械音声につきましては、各社で導入されておりますものの、バス停でお待ちの利用者に対して経路及び行先のアナウンスを毎回実施している事業者は3社にとどまっております。サービスに差がある状況となっております。視覚障がい者の方にはもとより、誰もが安心してバスを御利用いただくためには、接遇や機械音声案内などのバリアフリーサービスの水準はバス事業者間で一定程度同等であるということが望ましいことから、共同経営の枠組みを活用し、取組の共有や共通化を促すなど、運行サービスの質の向上に向け、ハード、ソフト両面から官民一体となって取り組んでまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 この視覚障がい者の方のある相談者は、市民相談に臨むに当たり、バス会社の会社名から運転手の名前、運行ダイヤの時刻まで全てメモに控えて相談にいらっしゃいました。この問題に対してどれだけ切実な思いであったということは言うまでもありません。今議会で全国IC系カードからクレジット決済に変わることが話題となっておりますが、障がい者など社会的弱者を取り残さない、誰もが利用しやすい公共交通の確立を強く求めます。音声機器など導入に関連した国の補助金制度もあるようです。ぜひ国交省から来られた秋山都市建設局長のお力で採択されるよう期待しておきます。

そして、本市における視覚障がい者への支援はICTの活用、普及啓発に取り組むほか、日常生活上必要な訓練、指導を行う事業において、新たに民間事業者に所属する歩行訓練士との連携も取り組んでいかれるなど、これまでの要望が少しずつ前に進んでいることを実感しております。引き続き視覚障がい者への支援拡充に御理解と御支援をお願いしておきます。

最後の質問に移ります。

本年3月第1回定例会総括質疑にて、政令市13年を迎える本市の各区の統括者の明確化が必要との趣旨の質問をさせていただきました。当然、最高責任者は大西市長であります。副市長が各区長、局長の横断的業務の取りまとめ役として統括官、そして新たな任命、部署創設の必要について触れさせていただきましたところ、深水副市長の御答弁では、両副市長が統括する体制で適正な組織運営が図られている、統括者配置については今後研究するとの御答弁でした。

この連携を促すための既存の会議、地域課題調整会議が令和に入り一度も開催され

ていないことを踏まえ、次回、この6月議会で大西市長に御答弁を求めますと、無制限一本勝負の申込みをさせていただきました。無制限と言っても、あと10分しかありませんが。3か月以上早い事前通告をしておりましたので、この区や本庁との連携、共有強化の責任者を明確にする統括官の任命について、予定どおり大西市長に伺いたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 区役所の業務は、市民の皆様にも身近な住民窓口業務、保健福祉、土木、地域活動の推進など多岐にわたっておりまして、区と本庁の連携したまちづくりは大変重要であります。そのため、市長就任後、まちづくりセンターの設置や地域ニーズ反映の仕組みの構築、土木センターの区役所への移管などによりまして、区と本庁が連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいりました。さらに、企業と地域とのマッチングによりましてまちづくりを進める東区の優良事例などを共有いたしますとともに、今年度から各区の政策的課題を本庁と調整するため、区長経験者を文化市民局に配置し、さらなる連携強化を図ることとしております。

区と本庁の連携を強化する統括官の任命につきましては、各局の業務を分担し統括をしている両副市長が、多様な視点から共同で各区と本庁の課題解決や調整を行うことが望ましいと考えております。今後も区と本庁の連携を強化することにより、本市の将来を見据え、区の特性を生かしたまちづくりを推進し、上質な生活都市を実現してまいりたいと考えております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 統括官の任命については、引き続き両副市長が課題解決、調整を行うことが望ましいとのこと、また、今年度より新たに区長経験者である首席審議員を文化市民局内に配置したことで強化を図ったとのことです。なかなか一本でも技ありでも言い難い一本勝負となりましたが、いずれにしても市長がありました区と本庁の連携したまちづくりが大変重要であることは市民、そして職員、誰もが望む市政発展の理想の形です。そのリーダーシップを図るための担当者、組織として統括官、統括部署の創設を御提案したところです。

先ほど述べました区と本庁の連携を促すための地域課題調整会議も令和に入り一度も開催されていないように、形骸化したままではなく、新たな運用や形を変えるなど、今に合った体制づくりとなるよう、この統括官、統括部署も含めた議論が大都市行財政特別委員会内で議論されることを期待しておきます。

最後になりますが、先ほど市長から触れていただきました、東区で開催されている地域と企業のマッチングを目的とした事業、地域力パワーアップ大作戦ですが、大西市長にぜひこの会議にお越しく下さいと前回のこの一般質問で御参加をお願いしてありましたところ、ありがたくもそのお声かけにお応えしていただき、先月、5月31日、1年間の結果発表をする事例発表会に御参加いただきました。大西市長、ありがとうございました。数組の代表事例を興味津々に、食い入るようにお聞きいただき、最後

の御挨拶の中ではまちづくりセンターの位置づけとして求めてきた究極の形というような趣旨の表現で、最大級の評価をされていらっしゃいました。言わずもがな、職員の皆さんも、そして発表者、参加者である地域住民や企業の方々も市長に参加していただいたこと、そして、取組に触れてもらえたことに大変喜ばれ、会議終了後も参加者同士で新たなコラボレーション、マッチングが生まれておりました。

大西市長におかれましては、今後もあらゆる事業において究極体を追い求めていただき、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、課題解決に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の7回目の一般質問とさせていただきます。

本日、御多忙の中傍聴席においでいただいた皆様、中継を御覧いただいた皆様、そして、最後までお付き合いいただいた先輩、同僚議員の皆様、御答弁いただいた大西市長をはじめ執行部の皆様に感謝申し上げます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

6月15日、16日の両日は、休日のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、6月15日、16日の両日は、休会することに決定いたしました。

次回は、6月17日定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時56分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年6月14日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤博
20番	田島幸治	21番	日隈忍
22番	山本浩之	23番	北川哉
24番	平江透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満水寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上博

欠席議員 1名

16番 井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	落水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦